

令和元年 1 1 月  
令和元年第 5 回栃木市議会臨時会  
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第15号	専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定について)	1
議案第130号	市長の専決処分事項の承認について (令和元年度栃木市一般会計補正予算(第5号))	4
議案第131号	令和元年度栃木市一般会計補正予算(第6号)	別冊
議案第132号	令和元年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第133号	令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第134号	令和元年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)	別冊
議案第135号	令和元年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 補正予算(第1号)	別冊
議案第136号	令和元年度栃木市下水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
議案第137号	栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例の制定について	5
議案第138号	栃木市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について	8

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和元年11月15日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 専決第 8号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 2 専決第10号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和元年9月2日

栃木市長 大川 秀子

令和元年5月16日、小山市大字下国府塚地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

小山市大字下国府塚地内居住者

2 損害賠償の額

18,000円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和元年10月25日

栃木市長 大川 秀子

令和元年8月24日、栃木市旭町地内市道1118.3号線において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市入舟町地内居住者

2 損害賠償の額

243,614円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

市長の専決処分事項の承認について

令和元年度栃木市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和元年11月15日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例の制定について

栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月15日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和元年台風第19号による災害の被災者に対して災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することについて、その被害が市民の生活へ甚大な損害をもたらしたことに鑑み、栃木市災害見舞金条例（平成22年栃木市条例第129号。以下「条例」という。）に規定する見舞金の支給の特例を定めるものとする。

(支給要件の特例)

第2条 市長は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者又は市内に事業所を有して事業を営んでいる者が、前条に規定する災害により次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給する。ただし、畜舎、納屋等簡易な附属建築物については見舞金を支給しない。

- (1) 条例第3条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の事業の用に供する建築物が床下浸水し、床下への消毒剤の散布、床下に堆積した泥土の除去、機器による床下の換気その他衛生に係る措置を講じる必要があるとき。

(見舞金の額の特例)

第3条 見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当するとき 100,000円
- (2) 前条第2号に該当するとき 10,000円

2 前条第1号（条例第3条第1項第3号から第5号までに該当する者に限



る。)又は第2号に該当する被災者(事業主である場合を除く。)が、寄  
宿舎、寮、下宿等に居住する単身世帯である場合は、前項の規定にかかわ  
らず、それぞれ同項第1号又は第2号に定める金額の2分の1の額を支給  
する。

(届出の特例)

第4条 被害の状況の届出については、条例第6条中「1月以内に」とある  
のは「3月以内に」とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月12日から適用する。
- 2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

栃木市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について

栃木市公民館条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月15日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市公民館条例等の一部を改正する条例

(栃木市公民館条例の一部改正)

第1条 栃木市公民館条例(平成22年栃木市条例第215号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「栃木市日ノ出町14番36号」を「栃木市入舟町6番8号」に改める。

別表1 栃木市公民館使用料の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

(栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 栃木市公民館条例の一部を改正する条例(令和元年栃木市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表の改正規定を削る。

別表の改正規定のうち1 栃木市公民館使用料の項中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号として次の1号を加える。

(1) 栃木市栃木公民館

区分			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
1階	講堂兼体育室	1時間につき	1,000円	1,500円
	講座室	1時間につき	100円	150円
	実習室	1時間につき	100円	150円

	児童室	1時間につき	200円	300円
2階	大会議室	1時間につき	300円	450円
	中会議室	1時間につき	200円	300円
	小会議室	1時間につき	100円	150円

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年7月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。



